

宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会設置要項

(目的及び趣旨)

第1条 新たに宇治市小規模保育事業を実施する社会福祉法人（以下、「事業実施法人」という。）を選考するため、宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施法人の選考に関すること。
- (2) 事業実施法人の選考に係る基準及びその方法に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱または任命する。

委員長は福祉こども部長をもってあてる。

- (1) 宇治市福祉こども部長
- (2) 宇治市福祉こども部副部長
- (3) 宇治市教育委員会教育部長
- (4) 宇治市立保育所長
- (5) 京都府山城北保健所福祉室副室長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から小規模保育事業の事業実施法人が決定する日までとする。

(会議)

第5条 委員長は選考委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、選考委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、選考委員会の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、福祉子ども部保育支援課において処理する。

(補則)

第9条 委員長は、この要項に定めるもののほか選考委員会の運営に関し必要な事項について、選考委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成28年10月14日から施行する。